

船舶事故調査報告書

令和6年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和5年5月19日 05時00分ごろ～07時00分ごろの間） （死亡時刻：5月19日 08時56分ごろ（医師の検案による死亡推定時刻））
発生場所	青森県大間町大間港 大間港根田内西防波堤灯台から真方位280° 1,320m付近 （概位 北緯41° 31.9′ 東経140° 52.9′ ）
事故の概要	漁船第三あかし丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和5年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三あかし丸、4.28トン AM3-17435（漁船登録番号）、個人所有 9.95m（Lr）×2.30m×0.81m、FRP ディーゼル機関、147kW（動力漁船登録票による）、昭和54年9月10日
乗組員等に関する情報	船長 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月22日 免許証交付日 平成30年8月13日 （令和6年7月17日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約11℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和5年5月19日03時30分ごろ、うに籠漁の操業を行う目的で、大間港を数隻の僚船と共に出港し、04時00分ごろ、同港内の漁場に到着し、操業を開始した。 （写真1参照）



本船

写真1 本船左舷側

僚船（以下「A船」という。）は、操業を終えて帰航中の05時00分ごろ、大間港の根田内防波堤西方沖を帰航中、本船の後部甲板の右舷船尾付近で操業を行っている船長を視認した。

漁業取締船は、07時00分ごろ、根田内防波堤西方沖を航行中、船上に人影が見当たらない状態で漂泊している本船を認め、漁業無線で所属する漁業協同組合に連絡し、07時10分ごろ、漁業無線を傍受していた僚船数隻が駆けつけた。

A船は、07時20分ごろ、本船の後部甲板の右舷側付近に横倒しの状態で置かれていた旗竿^{ざお}の下端から海中に延びたアンカーロープをラインホーラで巻き揚げ中、右足に同ロープが絡まり、意識のない状態で上がってきた船長を救助し、別の僚船（以下「B船」という。）が、船長を収容して、07時35分ごろ大間港に入港した。

船長は、救急車で大間町内の病院に搬送され、医師により死亡が確認され、死亡推定時刻が5月19日08時56分ごろ、死因は溺水と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

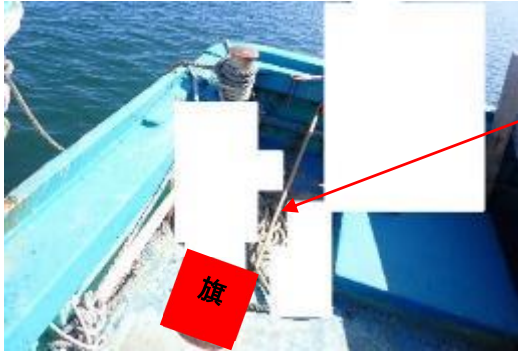
1. うに籠漁業の漁法は、次のとおりであった。

幹縄の一端に取り付けたアンカー（約50cm 四方の石、重さ約20kg、アンカーロープ長さ約40～50m、直径約14～16mm）、浮き玉及び旗竿を投入した後、うに籠を順次投入して、最後に幹縄の片端に取り付けたアンカー、浮き玉及び旗竿を投入する漁法であった。

2. 漁業協同組合の担当者によれば、本事故後の本船の状況等は、次のとおりであった。

(1) 船長は、発見時、カッパの上下、ゴム長靴及びゴム手袋を着用していたが、作業用救命衣を着用していなかった。なお、漁業協同組合から所属する組合員に対し、ふだんから作業用救命衣を着用するよう指導していた。

(2) A船及びB船の船長は、本船の状況を観察したところ、他船との衝突痕はなく、機関は中立運転であった。また、後部甲板

	上には、片方の旗竿だけが置かれていた。(写真2参照)  写真2 後部甲板の右舷側の状況 3. 家族によれば、本事故当日までの船長の様子は、次のとおりであった。 (1) 船長は、本事故当日、ふだんどおり02時30分ごろ起床した。また、約7～8時間の睡眠をとっており、体調も良好に見えた。 (2) 船長は、過去に大きな病気を患ったことはなかったが、数年前から持病の薬を毎朝1錠ずつ服用していた。また、医師から出漁禁止等の指導は受けていなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長の死因は、溺水であった。 船長は、本船が大間港において操業中、05時00分ごろA船に本船の後部甲板の右舷船尾付近で操業を行っているところを目撃された後、07時00分ごろ漁業取締船に人影を認めない本船が発見されていることから、この間において、落水して溺水したものと考えられる。 本船は、操業中、船長が、後部甲板上のアンカーロープが右足に絡まり体勢を崩して落水し、溺水した可能性があると考えられるが、落水時の目撃者がおらず、落水に至る状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が大間港において操業中、船長が、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 漁船の乗組員は、甲板上において、必ず救命胴衣又は作業用救命衣を着用すること。 ・ 漁業協同組合は、1人乗り漁船の落水予防について、定期的に研修を実施することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

